

## 反社会的勢力及び外国 PEPs ではないことの表明・確約に関する同意書

### 1. 反社会的勢力でないこと

私は、tsumiki 証券株式会社の口座開設申込みにあたり、下記事項に表明・確約します。

なお、下記のいずれかに反した場合または下記に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、または通知によりこの口座が解約されても異議申立てをしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任とします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）および次の各号のいずれにも該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを表明し、これを確約します。

- ① 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ③ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて tsumiki 証券株式会社の信用を毀損し、または tsumiki 証券株式会社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

### 2. 外国 PEPs でないこと

私は、tsumiki 証券株式会社の口座開設申込みにあたり、私は下記 (1) または (2) の「外

国 PEPs」に該当しないことを確約します。

- (1) 現在外国における次の公的地位にある方、または過去にこれらの地位にあった方
- ① 国家元首、わが国における内閣総理大臣その他の国务大臣および副大臣に相当する職
  - ② わが国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
  - ③ わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職
  - ④ わが国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
  - ⑤ わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職
  - ⑥ 中央銀行の役員
  - ⑦ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- (2) 上記(1)に該当する者の家族(配偶者(事実婚を含みます。以下同じ。)、父母、子、兄弟姉妹ならびに配偶者の父母および子)

※ 上記(1)に該当する者の祖父母や孫は「外国 PEPs」に該当しません。

※ 上記(1)に該当する者の配偶者が日本人の場合もありますので、日本人であっても「外国 PEPs」に該当することがあります。

※ 現在、当社では、「外国 PEPs」(外国の政府等において重要な公的地位にある者等)に該当する個人のお客さまの口座開設は、承っておりません。次に掲げる「外国 PEPs」のうち、(1)又は(2)のいずれにも該当しない場合に限り口座開設を承ります。

以上

2018年8月